

# 自動車取得時に関する

# 税制優遇について

[ 令和3年(2021年)11月30日時点 ]

環境性能、安全運転を支援するシステムの搭載、バリアフリーの対応など、一定の基準を満たしたトラック・バスについては、エコカー減税、先進安全自動車(ASV<sup>※1</sup>)減税、バリアフリー減税として、新車新規登録等を行った場合に限り、重量税が減税<sup>※2</sup>されます。また、自動車税環境性能割は、燃費性能に応じて車両の取得価額に対して課税率が優遇されます。先進安全自動車(ASV)搭載車とバリアフリー対応車は、その内容に応じて控除されます。(控除の併用はできません。)

対象車両	環境性能において 規定の燃費基準をクリアした 車両総重量3.5t超の トラック・バス					先進技術を利用して安全 運転を支援する システムを 搭載した トラック・バス	ノンステップバス <sup>※3</sup> または リフト付バス <sup>※4</sup>			
	要件等	平成28年排出ガス規制適合 又は 平成21年排出ガス規制適合 NOx・PM+10%低減					先進安全自動車 (ASV)搭載車	バリアフリー対応車		
平成27年度燃費基準(排出ガス記号)					BSIS <sup>※5</sup> 装着車 (車両総重量8t超)	ノン ステップ バス	リフト付バス (乗車定員30人以上)		リフト付 バス (乗車定員 30人未満)	
未達成 (2DG)		達成 (2KG)	+5% 達成 (2PG)	+10% 達成 (2RG)			+15% 達成~ (2SG/2TG)	空港 アクセス バス		空港 アクセス バス以外

減税の種類		エコカー減税 <sup>※6</sup>			先進安全自動車 (ASV)減税	バリアフリー減税 <sup>※7</sup>	
重量税	減税率	—	50% 減税	75% 減税	免税	25% 減税	免税 新規登録車(初回検査時1回)
	適用期間	令和5年(2023年)4月30日まで 新規登録車(初回検査時1回)			令和6年(2024年) 4月30日まで 新規登録車(初回検査時1回)	令和6年(2024年)3月31日まで 新規登録車(初回検査時1回)	

自動車税環境性能割 <sup>※8</sup>	課税率 / 控除金額	営業用	2% 課税	1% 課税	0.5% 課税	非課税	取得価額から 175万円 控除	取得価額から 1000万円 控除	取得価額から 800万円 控除	取得価額から 650万円 控除	取得価額から 200万円 控除
		自家用	3% 課税	2% 課税	1% 課税			—			
	適用期間	令和5年(2023年)3月31日まで 新規登録車(初回検査時1回)					令和5年(2023年) 3月31日まで 新規登録車(初回検査時1回)	令和5年(2023年)3月31日まで 新規登録車(初回検査時1回)			

※1:ASV:Advanced Safety Vehicle ※2:減税制度の併用はできません。軽減率の高い減税が優先され、同一軽減率の場合はエコカー減税が優先されます。  
※3:バリアフリー法43条による適用除外を受けていない車両が対象です。 ※4:バリアフリー法37条1項、38条2項、42条に適合した車両が対象です。  
※5:BSIS:Blind Spot Information System 側方衝突警報装置。現時点で日野自動車の対象車はありません。  
※6:減税金額は車種・架装・車両重量・オプション等によって金額が異なります。改造自動車は減税の対象外です。(但し、「認定低減性能向上改造自動車」のCNG車を除く)  
※7:一般乗合旅客自動車運送事業者の路線定期運行・一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用が対象です。  
※8:自動車税環境性能割は、都道府県により運用が異なります。環境性能の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用されます。